

第 208 回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

第 208 期（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）

ユニチカ株式会社

「業務の適正を確保するための体制」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款の定めに基づきインターネット上の当社ウェブサイト（ <https://www.unitika.co.jp/ir/stockholders/> ）に掲載することで株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、次のとおり「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について決議しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ① 「ユニチカ行動憲章」「ユニチカ行動基準」を役員及び従業員等が法令・定款・社会規範等を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - ② 社長を委員長とするコンプライアンス委員会が、コンプライアンスの推進についてグループ横断的に統括する。社長は、自ら法令・定款・社会規範等を遵守することを、役員及び従業員等に表明し啓発する。リスク・コンプライアンス主管部署は、役員及び従業員向けの教育研修を行う。
 - ③ コンプライアンス委員会は、法令・定款・社会規範等に違反する行為があった場合には適切に対応し、再発防止措置等を策定する。
 - ④ リスク・コンプライアンス主管部署は、役員及び従業員等のコンプライアンスの状況を、定期的に監査役に報告する。
 - ⑤ 法令・定款・社会規範等において疑義のある行為等について、役員及び従業員等が直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護法に基づく内部通報窓口を、リスク・コンプライアンス主管部署及び社外弁護士事務所に設置・運営する。
 - ⑥ 反社会的勢力に対しては、一切の関係を絶つため、毅然とした対応をとる。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する事項
「文書管理規程」等に則り、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① コンプライアンス、環境、製造物責任、輸出管理、情報セキュリティに係る損失の危険については、それぞれに対応する委員会が、社内規程等に則り対応する。リスク・コンプライアンス主管部署は、必要に応じガイドライン・マニュアル等を制定し、教育研修を行う。
 - ② 営業、財務、災害等の個々の企業活動のリスクについては、当該リスクに関する事項を所管する部署が、社内規程等に則り対応する。
 - ③ 社長は、グループ横断的なリスクの管理と全社的対応の責任者を定める。また、新たに生じるリスクへ対応のために必要な場合、社長は速やかに責任者を定める。
 - ④ それぞれのリスクに対応する委員会等は、リスクマネジメント委員会にリスクに係る報告を行う。リスクマネジメント委員会は、その対応の評価を行い、必要に応じて改善計画を策定する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
適正かつ合理的な職務権限及び意思決定ルートを定めた「権限規程」「業務分掌規程」等に則り、効率的な業務運営を行う。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役は、各々担当するグループ会社に対し、コンプライアンス体制、情報の保存管理体制、リスクの管理体制及び効率的な職務執行体制を構築推進させる。
- ② グループ会社取締役は、当該グループ会社において、コンプライアンス体制、情報の保存管理体制、リスクの管理体制及び効率的な職務執行体制を構築推進する。

(5-1) グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に係る事項

グループ会社取締役は、定期的又は必要に応じ、当該グループ会社における各取締役の職務の執行の状況につき、当社に報告する。

(5-2) グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① グループ会社は、コンプライアンス、環境、製造物責任、輸出管理、情報セキュリティに係る損失の危険については、社内規程等に則り対応する。また、グループ会社は、必要に応じガイドライン・マニュアル等を制定し、教育研修を行う。
- ② グループ会社における営業、財務、災害等の個々の企業活動のリスクについては、当該リスクに関する事項を所管する部署が、社内規程等に則り対応する。
- ③ グループ会社社長は、リスクの管理と全社的対応の責任者を定める。また、新たに生じるリスクへの対応のために必要な場合、グループ会社社長は速やかに責任者を定める。
- ④ グループ会社取締役は、親会社等との取引を行うに当たり、取引条件等の適正を確保するものとする。
- ⑤ グループ会社におけるそれぞれのリスクに関する主管部署は、当該グループ会社取締役会にリスクに係る報告を行う。当該グループ会社取締役会は、その対応の評価を行い、必要に応じて改善計画を策定する。

(5-3) グループ会社の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ会社は、適正かつ合理的な職務権限及び意思決定ルートを定めた規程等に則り、効率的な運営を行う。

(5-4) グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「ユニチカ行動憲章」「ユニチカ行動基準」をグループ会社の役員及び従業員等が法令・定款・社会規範等を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ② グループ会社社長は、自ら法令・定款・社会規範等を遵守することを、役員及び従業員等に表明し、啓発する。また、必要に応じて役員及び従業員向けの教育研修を行う。
- ③ グループ会社社長は、法令・定款・社会規範等に違反する行為があった場合には適切に対応し、再発防止措置等を策定する。
- ④ グループ会社のリスク・コンプライアンス主管部署は、役員及び従業員等のコンプライアンスの状況を、定期的に当該会社の監査役又は監査役会に報告する。
- ⑤ 法令・定款・社会規範等において疑義のある行為等について、グループ会社の役員及び従業員等が直接情報提供を行う手段として当社の内部通報窓口を使用することとし、グループ会社社長は従業員等に対し周知する。また、当社のリスク・コンプライアンス主管部署は、必要に応じ当該グループ会社に関する内部情報を当該グループ会社の取締役に報告する。

- ⑥ グループ会社では、反社会的勢力に対しては、一切の関係を絶つため、毅然とした対応をとる。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制
信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
- (7) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査業務を補助すべき使用人（以下「監査役スタッフ」という。）を置く。
- (8) 監査役スタッフの取締役からの独立性に関する事項
監査役スタッフの人事異動及び人事評価は、監査役に事前に報告し、その意見を徴し尊重する。また、監査役スタッフに対する指揮命令権は、監査役にあるものとし、取締役からの指揮命令は受けないものとする。
- (9) 監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役スタッフは、監査役からの指示に基づき業務を遂行するため、監査役会に同席するほか、定期的又は必要に応じて監査役とのミーティングを行う。
- (10) 監査役への報告に関する体制
役員及び従業員は、当社及び当社グループに損害を及ぼす恐れのある事実や、法令・定款・社会規範等に違反する行為について、監査役に都度報告する。
- (10-1) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
役員及び従業員は、監査役が定期的又は必要に応じて行うヒアリング等を通じて監査役にリスク及びコンプライアンスの状況について報告する。また、リスク・コンプライアンス主管部署は、必要に応じて内部通報窓口に係る情報等について監査役に報告する。
- (10-2) グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
グループ会社は、定期的又は必要に応じて、当該グループ会社のリスク及びコンプライアンスの状況を当社のリスク・コンプライアンス主管部署に報告する。リスク・コンプライアンス主管部署は、その状況を監査役に報告する。
- (11) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
報告を受けた監査役は、当該報告があった旨をリスク・コンプライアンス主管部署に通知する。リスク・コンプライアンス主管部署は、関係部署に対し、当該報告をした者につき不利な取扱いをしないよう通知する。
- (12) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の

執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査業務を妨げるものがないよう適正に前払又は償還を行う。また、支出の都度、当社の経費処理手続に従い、適正に処理する。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役、会計監査人及び内部監査部門は連携を保ち、監査機能の実効性を確保する。
- ② 管理業務を担当する取締役は、定期的に重要な会議に関する情報について、監査役に報告する。
- ③ 監査役と社長は、定期的に情報と意見を交換する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

(1) コンプライアンスに関する取り組み

- ・「ユニチカ行動憲章」「ユニチカ行動基準」を当社グループの全役員・全従業員に配布しております。
- ・当社の部課長相当職以上の役職者及びグループ会社の一定以上の役職者は、「ユニチカ行動憲章」「ユニチカ行動基準」の遵守等に関する宣誓書をリスク・コンプライアンス主管部署に対し提出しました。
- ・新入社員研修及び各階層の昇格者研修において、コンプライアンス研修を実施しました。
- ・半期ごとに各事業部及び各関連会社からリスク・コンプライアンス主管部署に対しコンプライアンス報告書を提出しました。
- ・半期ごとにコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス報告書の内容、内部通報窓口の利用実績、その他当該半期におけるコンプライアンス関連事案を報告しました。
- ・毎月リスク・コンプライアンス主管部署からCSR・コンプライアンス通信をグループ内に発信しました。
- ・当社グループの全役員・全従業員を対象として、内部通報制度及び内部通報窓口についての研修及び啓発のためのカード配布を順次行っています。
- ・独占禁止法違反に関する再発防止策の一環として、「官公需の受注に関する独占禁止法順守の行動指針」の作成及び従業員に対する周知徹底、外部講師による社内研修を行いました。

(2) リスクマネジメントに関する取り組み

- ・規程の適正な運用に努め、取締役会のほか、社内に「経営会議」「経営連絡会」を設置し、重要案件の審議につき、慎重かつ効率的に行っています。
- ・リスクマネジメント委員会を1回開催し、重要な案件、その他社内の各種委員会の活動状況等を報告しました。
- ・情報セキュリティ委員会を4回開催し、情報セキュリティの状況を確認するとともに、リスク低減に努めました。
- ・内部監査部門は、財務報告の信頼性を確保するために、内部統制評価規程に従って全社統制及び業務プロセスの整備並びに運用状況の評価等を行っています。

(3) グループ会社に関する取り組み

- ・当社社長とグループ会社社長は、四半期ごと又は必要に応じて、当社の経営計画と経営指標等、また当該グループ会社の業績等の状況につき、意見交換及び情報共有を行っています。
- ・グループ各社の重要事項については、各社の職務権限基準に基づき当社の取締役会等に付議、報告が行われています。
- ・内部監査部門は、内部監査規程に従ってグループ会社の監査を実施し、監査結果を当社社長及び当社監査役会に報告しました。

(4) 監査役の職務執行に関する取り組み

- ・監査役は、各事業部及び各関連会社から定期的又は必要に応じてヒアリングを行い、事業の状況並びにコンプライアンス及びリスクマネジメントの状況について情報収集を行いました。
- ・常勤監査役は、当社の経営会議、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会のメンバーに入っており、当社の重要課題に関する情報を適時に収集しています。
- ・常勤監査役は、四半期ごと又は必要に応じて代表取締役に対し、監査状況の報告を行いました。
- ・監査役は、四半期ごと又は必要に応じて会計監査人と情報交換を行いました。

連結株主資本等変動計算書

〔平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	28,400	12,117	△ 47	40,572
当期変動額					
剰余金の配当			△ 997		△ 997
親会社株主に帰属する当期純利益			8,081		8,081
自己株式の取得				△ 11,957	△ 11,957
自己株式の処分		0		0	0
自己株式の消却		△ 11,949		11,949	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△ 11,949	7,084	△ 8	△ 4,873
当期末残高	100	16,451	19,201	△ 55	35,698

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	480	8	6,415	△ 2,856	△ 2,779	1,269	3,422	45,264
当期変動額								
剰余金の配当								△ 997
親会社株主に帰属する当期純利益								8,081
自己株式の取得								△ 11,957
自己株式の処分								0
自己株式の消却								—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11	△ 11		62	134	197	141	339
当期変動額合計	11	△ 11	—	62	134	197	141	△ 4,534
当期末残高	491	△ 2	6,415	△ 2,793	△ 2,644	1,467	3,564	40,729

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

連結注記表中の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 30社
主要な連結子会社の名称 日本エステル㈱
ユニチカトレーディング㈱

なお、当連結会計年度の連結子会社の異動は、会社清算による減少1社です。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称 ㈱赤穂ユニテックサービス

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも少額であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いています。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社の名称等

持分法を適用した非連結子会社の数 1社
会社の名称 ㈱赤穂ユニテックサービス
持分法を適用した関連会社の数 2社
主要な会社の名称 ㈱アドール

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち、その決算日が連結決算日と異なる会社は12社であり、それぞれの決算日は次のとおりであります。

12月31日…… P.T. EMBLEM ASIA 等 11社

2月28日…… UNITIKA (HONG KONG) LTD.

連結計算書類の作成に当たっては、当該会社の決算日現在の計算書類を使用し、当連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

①時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

②時価のないもの……移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、一部の連結子会社は定額法）

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に充てるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

製品改修引当金

過去に納入した製品に不具合のあることが判明したことに伴い、今後発生すると見込まれる製品改修に係る支出に備えるため、必要と認められる額を見積り計上しています。

事業構造改善引当金

事業構造改善のために、翌連結会計年度に発生が見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しています。

役員退職慰労引当金

従来、役員（執行役員を含む。）の退任により支払う退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上していましたが、当社及び連結子会社は平成18年6月をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同月付をもって同引当金への繰入を停止しています。

独占禁止法関連損失引当金

独占禁止法に関連する損失の将来の支払に備えるため、合理的に見積もられる金額を計上しています。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（主として13年）の年数による定額法により処理しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（主として13年）の年数による定額法によりそれぞれ発生の翌年度から費用処理しています。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めています。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用しています。

(7) 消費税等の処理方法

税抜方式によっています。

(8) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(表示方法の変更に関する注記)

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めておりました「金利スワップ評価益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「金利スワップ評価益」は17百万円であります。

前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めておりました「為替差損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「為替差損」は21百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. たな卸資産

たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

商品及び製品	17,271	百万円
仕掛品	6,838	百万円
原材料及び貯蔵品	3,091	百万円

2. 担保資産及び担保付債務

有形固定資産	84,331	百万円
上記に対応する債務 (長期借入金、短期借入金及びその他の債務)	77,510	百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 216,793 百万円

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号及び平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、当社及び一部の連結子会社事業用土地の再評価を行い、この再評価差額(税金相当額控除後)を純資産の部に計上しています。

[連結子会社2社]

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により評価

・再評価を行った年月日

平成12年3月31日

・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

3,876 百万円

[当社]

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第4号に定める標準地の路線価に合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により評価

・再評価を行った年月日

平成14年3月31日

・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

606 百万円

5. 偶発債務

当社が、愛知県豊橋市(以下「豊橋市」)から昭和26年に譲り受けた工業用地を第三者に売却したことは、用地を譲り受けた際の契約に違反するとして、豊橋市住民が豊橋市長に対し、当社に対して63億円の損害賠償金の支払及びこれに対する平成27年10月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求するよう求めていた訴訟(当社は補助参加人として参加)で、平成30年2月8日に名古屋地方裁判所において、豊橋市長が当社に対し上記支払を請求するよう命ずる判決が下されました。豊橋市長は、当該判決を不服として名古屋高等裁判所へ控訴(当社は補助参加人として参加)しております。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 事業構造改善費用

事業構造改善費用の主な発生要因は、構造改革にともなう減損損失(1,164百万円)等です。

事業構造改善費用として計上した減損損失は以下のとおりです。

場所	用途	種類	減損損失金額 (百万円)
兵庫県赤穂市	遊休資産	土地・機械及び装置	1,164

当社は、原則として、事業用資産については、継続的に損益を把握している事業部門を区分の基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別にグルーピングを行っております。

当事業年度において、今後の使用見込みがたない遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は不動産鑑定評価基準に基づいて算定した正味売却可能価額としております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	57,752,343株
A種種類株式	21,740株
B種種類株式	5,759株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月 29日	A種種類株式	260	12,000	平成29年3月 31日	平成29年6月 30日
平成29年6月 29日	B種種類株式	136	23,740	平成29年3月 31日	平成29年6月 30日
平成29年6月 29日	C種種類株式	600	60,000	平成29年3月 31日	平成29年6月 30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月 28日	A種種類株式	260	利益剰余金	12,000	平成30年3月 31日	平成30年6月 29日
平成30年6月 28日	B種種類株式	136	利益剰余金	23,740	平成30年3月 31日	平成30年6月 29日

3. C種種類株式の取得及び消却について

当社は、平成 29 年 3 月 21 日開催の取締役会において、当社発行の C 種種類株式の全部（発行総額 100 億円）につき、当社定款第 13 条の 4 第 6 項（金銭を対価とする取得条項）の規定に基づき金銭を対価として取得すること及び当該取得を条件として会社法第 178 条の規定に基づく消却を行うことを決議し、平成 29 年 6 月 30 日付で当該取得及び消却を完了しました。

(1) C 種種類株式の取得の内容

- | | |
|-------------|---|
| ①取得する株式の種類 | C 種種類株式 |
| ②取得の相手方（株主） | ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第 1 号投資事業
有限責任組合 |
| ③取得する株式の総数 | 10,000 株 |
| ④株式の取得価額 | 1 株につき 1,194,958.9 円 |

注）上記の株式の取得価額は、C 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額（1,000,000 円）に 1.18 を乗じて得られる額に、日割未払優先配当金額（14,958.9 円）を加算し算出した額です。

- | | |
|-------------|------------------|
| ⑤株式の取得価額の総額 | 11,949,589,000 円 |
| ⑥取得日 | 平成 29 年 6 月 30 日 |

(2) C 種種類株式の消却の内容

- | | |
|------------|------------------|
| ①消却する株式の種類 | C 種種類株式 |
| ②消却する株式の総数 | 10,000 株 |
| ③消却の効力発生日 | 平成 29 年 6 月 30 日 |

(3) 消却後の純資産への影響額

減少する資本剰余金の額 11,949,589,000 円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しています。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「権限規程」等の内規に沿ってリスク低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。なお、デリバティブ取引は「権限規程」等の内規に従い、実需の範囲で行うこととしています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません。

	連結貸借対照表 計上額 (※1) (百万円)	時価 (※1) (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	26,395	26,395	—
(2) 受取手形及び売掛金	36,552	36,552	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,895	1,895	—
(4) 支払手形及び買掛金	(18,968)	(18,968)	—
(5) 短期借入金	(2,450)	(2,450)	—
(6) 長期借入金	(102,801)	(102,790)	11
(7) デリバティブ取引 (※2)			
①ヘッジ会計が適用されているもの	(3)	(3)	—
②ヘッジ会計が適用されていないもの	(2)	(2)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、() で表示しています。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権及び債務は純額で表示しています。合計で正味の債務となる項目については () で表示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

(7) デリバティブ取引

すべて市場取引以外の取引であり、取引先金融機関から提示された価格によっています。

2. 非上場株式、非連結子会社株式及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額 945 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 160円75銭

1株当たり当期純利益 133円25銭

(注) 平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合をしています。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しています。

株主資本等変動計算書

〔平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100	25	28,470	28,495	12,648	12,648	△45	41,199
当期変動額								
剰余金の配当					△997	△997		△997
当期純利益					5,715	5,715		5,715
自己株式の取得							△11,957	△11,957
自己株式の処分			0	0			0	0
自己株式の消却			△11,949	△11,949			11,949	—
株主資本以外の項目の事業年度中の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	△11,949	△11,949	4,717	4,717	△8	△7,240
当期末残高	100	25	16,521	16,546	17,366	17,366	△53	33,959

	評価・換算差額等				純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	480	△0	4,556	5,036	46,236
当期変動額					
剰余金の配当					△997
当期純利益					5,715
自己株式の取得					△11,957
自己株式の処分					0
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の事業年度中の 当期変動額（純額）	11	0		11	11
当期変動額合計	11	0	—	11	△7,228
当期末残高	491	0	4,556	5,048	39,007

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

個別注記表中の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

- ① 時価のあるもの・・・・・・・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算出)

② 時価のないもの・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間 (5年) に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 長期前払費用

期間で均等に償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に充てるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 投資損失引当金

関係会社等への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能性を勘案し、損失負担見込額を計上しています。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(4) 事業構造改善引当金

事業構造改善のために、翌事業年度に発生が見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しています。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務及び退職給付に係る信託資産の見込額に基づき計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間 (主として13年) の年数による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間 (主として13年) の年数による定額法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

- (6) 役員退職慰労引当金
従来、役員（執行役員を含む。）の退任により支払う退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上していましたが、平成18年6月29日開催の当社定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同日付をもって同引当金への繰入を停止しています。
- (7) 関係会社事業損失引当金
関係会社への事業損失に備えるため、当該会社の財政状態及び経営成績等を勘案し、損失負担見込額を計上しています。
- (8) 独占禁止法関連損失引当金
独占禁止法に関連する損失の将来の支払に備えるため、合理的に見積もられる金額を計上しています。

4. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

5. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用しています。

6. 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

7. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(表示方法の変更に関する注記)

前事業年度において営業外費用の「その他」に含めておりました「為替差損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。なお、前事業年度の「為替差損」は52百万円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

建	物	5,252	百万円
機	械 及 び 装 置	8,791	
土	地	52,677	
その他の有形固定資産		1,841	
合 計		68,563	
上記に対応する債務 (長期借入金及び根抵当権設定額)		72,163	百万円

(注) 上記のほか、以下の子会社の有形固定資産が上記債務の担保に供されています。

ユニチカテキスタイル(株)	1,848	百万円
大阪染工(株)	4,886	百万円
ユニチカグラスファイバー(株)	2,525	百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 124,377 百万円

3. 保証債務

(1) 当社は、下記の会社の銀行借入金等に対して保証を行っています。

ユニチカスパークライト(株)	429	百万円
尤尼吉可(上海)貿易有限公司	25	
合 計	455	

(2) 偶発債務

当社が、愛知県豊橋市（以下「豊橋市」）から昭和 26 年に譲り受けた工業用地を第三者に売却したことは、用地を譲り受けた際の契約に違反するとして、豊橋市住民が豊橋市長に対し、当社に対して 63 億円の損害賠償金の支払及びこれに対する平成 27 年 10 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払を請求するよう求めていた訴訟（当社は補助参加人として参加）で、平成 30 年 2 月 8 日に名古屋地方裁判所において、豊橋市長が当社に対し上記支払を請求するよう命ずる判決が下されました。豊橋市長は、当該判決を不服として名古屋高等裁判所へ控訴（当社は補助参加人として参加）しております。

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	10,284	百万円
長期金銭債権	24,283	百万円
短期金銭債務	5,788	百万円
長期金銭債務	162	百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売 上 高	14,134	百万円
仕 入 高	17,245	百万円
営業取引以外の取引高	16,084	百万円

2. 事業構造改善費用

事業構造改善費用の主な発生要因は、構造改革にともなう減損損失（1,164 百万円）等です。事業構造改善費用として計上した減損損失は以下のとおりです。

場所	用途	種類	減損損失金額 (百万円)
兵庫県赤穂市	遊休資産	土地・機械及び装置	1,164

当社は、原則として、事業用資産については、継続的に損益を把握している事業部門を区分の基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別にグルーピングを行っております。

当事業年度において、今後の使用見込みがたたない遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は不動産鑑定評価基準に基づいて算定した正味売却可能価額としております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 91,653株

2. C種種類株式の取得及び消却について

当社は、平成29年3月21日開催の取締役会において、当社発行のC種種類株式の全部（発行総額100億円）につき、当社定款第13条の4第6項（金銭を対価とする取得条項）の規定に基づき金銭を対価として取得すること及び当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を行うことを決議し、平成29年6月30日付で当該取得及び消却を完了しました。

(1) C種種類株式の取得の内容

①取得する株式の種類 C種種類株式
②取得の相手方（株主） ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業
有限責任組合

③取得する株式の総数 10,000株

④株式の取得価額 1株につき1,194,958.9円

注) 上記の株式の取得価額は、C種種類株式1株当たりの払込金額相当額（1,000,000円）に1.18を乗じて得られる額に、日割未払優先配当金額（14,958.9円）を加算し算出した額です。

⑤株式の取得価額の総額 11,949,589,000円

⑥取得日 平成29年6月30日

(2) C種種類株式の消却の内容

①消却する株式の種類 C種種類株式

②消却する株式の総数 10,000株

③消却の効力発生日 平成29年6月30日

(3) 消却後の純資産への影響額

減少する資本剰余金の額 11,949,589,000円

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式	518百万円
関係会社出資金	438
貸倒引当金	3,359
投資損失引当金	493
賞与引当金	248
退職給付引当金	3,418
関係会社事業損失引当金	155
減損損失	1,400
繰越欠損金	5,559
その他	995
<hr/>	
繰延税金資産 小計	16,587
評価性引当額	△14,983
<hr/>	
繰延税金資産 合計	1,603
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△216
退職給付信託	△614
土地	△9,709
その他	△1
<hr/>	
繰延税金負債 合計	△10,542
<hr/>	
繰延税金資産・負債 (△) の純額	△8,939
<hr/>	

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	日本エステル(株)	(所有) 直接 60.0	同社製品の購入、役員の兼任等	同社製品の購入(注) 2	8,867	買掛金	1,437
子会社	ユニチカトレーディング(株)	(所有) 直接 100.0	当社製品の販売、資金援助、役員の兼任等	当社製品の販売(注) 2 手形債権の譲受(注) 4 余剰資金の預り(注) 5	8,143 12,572 —	売掛金 営業外受取手形 預り金	3,236 2,488 2,234
子会社	ユニチカ設備技術(株)	(所有) 直接 100.0	資金援助等	資金の貸付(注) 1	1,010	関係会社 長期貸付金	4,968
子会社	ユニチカテキスタイル(株)	(所有) 直接 100.0	資金援助等	資金の貸付(注) 1 担保の受入(注) 3	8,400 (注) 1 — — (注) 3	関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金 —	2,641 3,968 —
子会社	大阪染工(株)	(所有) 直接 100.0	資金援助等	資金の貸付(注) 1 担保の受入(注) 3	— — (注) 3	関係会社 長期貸付金 —	3,279 —
子会社	ユニチカグラスファイバー(株)	(所有) 直接 100.0	同社製品の購入、役員の兼任等	担保の受入(注) 3	— (注) 3	—	—
子会社	P. T. UNITEX	(所有) 直接 81.4	資金援助等	資金の貸付・回収(注) 1	13	関係会社 長期貸付金	3,606
子会社	THAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD.	(所有) 直接 88.6	同社製品の購入、資金援助等	資金の貸付・回収(注) 1	111	関係会社 長期貸付金	3,004

上記取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めています。

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を決定しています。

また、短期貸付金については、極度額を設定し、資金需要に応じて貸し付けています。

そのため、取引金額には極度額を記載しています。

2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しています。
3. 当社の借入債務の担保に供するために受け入れており、その内容については（貸借対照表に関する注記）の1. 担保資産及び担保付債務に記載のとおりです。
4. 子会社の資金需要にあわせて譲り受けています。
5. 子会社の資金需要にあわせて資金を預かっています。
6. 上記取引以外に子会社及び関連会社等に対する貸倒引当金戻入額 216 百万円、投資損失引当金戻入額 3 百万円及び関係会社事業損失引当金繰入額 30 百万円を計上しています。なお、子会社及び関連会社等に対する引当金の当事業年度末残高は、貸倒引当金 10,946 百万円、投資損失引当金 1,613 百万円及び関係会社事業損失引当金 508 百万円であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 192円70銭
2. 1株当たり当期純利益 92円21銭

(注) 平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合をしています。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しています。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。